

**平成27年度
福生市立福生第四小学校
コミュニティ・スクール準備委員会報告書**

平成 28 年 3 月

福生市教育委員会

福生市立福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

はじめに

平成27年3月4日、政府の教育再生実行会議が、「学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」において、地域住民が学校運営に携わる「コミュニティ・スクール」制度を、全公立校で導入することを目指すことを明記してから、1年が経過しました。この間、東京都においてもコミュニティ・スクールは、平成28年4月1日指定予定の学校を含めて、小学校1,280校、中学校609校（分校を含む）まで増加しています。そのような流れの中で、本市においても、平成28年度より、西多摩地区初のコミュニティ・スクールとして、福生第四小学校がコミュニティ・スクールに移行します。さらに平成29年度には福生第六小学校が続き、将来的には全校指定を検討しています。

社会の様々な場面において複雑化、多様化した今日では、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みです。当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組も充実するとともに、関わるすべての人に様々な魅力が広がっていきます。

今後の福生第四小学校における、保護者、地域と一体となったコミュニティ・スクールとしてのさらなる取組は、本市はもとより、西多摩地区全域の一つのモデルケースになるものと考えています。本報告書は、本市におけるコミュニティ・スクールの構想から、実際の指定に至るまでの貴重な記録です。各学校におきましては、本報告書を参考に、今後のコミュニティ・スクールへの移行の具体的なイメージをおもちいただくと幸いです。

平成28年3月

福生市教育委員会

福生市立福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

目 次

○	はじめに	
I	福生市立学校コミュニティ・スクール導入の基本的な考え方	1
II	コミュニティ・スクール導入により期待される教育的効果	1
III	福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会検討経過	2
	1 福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会打合せ会	2
	2 第1回 福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会	4
	3 第2回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会	6
	4 第3回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会	8
	5 第4回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会	10
	6 第5回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会	12
	全6回の準備委員会（打合せ会を含む）に参加した準備委員の所感	14
IV	福生市立学校コミュニティ・スクール説明会報告	15
V	コミュニティ・スクール指定後の福生第四小学校の姿	18
VI	福生市立学校学校運営協議会規則	20
VII	福生市立福生第四小学校学校運営協議会要領	27
VIII	福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会設置要領	32
IX	福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会 委員名簿	34

I 福生市立学校コミュニティ・スクール導入の基本的な考え方

福生市教育委員会では平成25年7月に、魅力ある教育施策の検討のために「ふっさっ子未来会議」を設置し、「6つの未来提言」をまとめた。その中の未来提言5「福生市を愛し、地域の人々とつながり、地域の伝統を守り、誇りと夢を育む」として、コミュニティ・スクール設置に向けた検討を明記した。このことに基づき、平成27年1月に「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」が設置され、3回の審議を経て報告書「福生市立学校のコミュニティ・スクール構想について」をまとめた。

同構想では、「コミュニティ・スクール制度の目的『保護者や地域の住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む』という趣旨を踏まえつつ、福生第四小学校、及び福生第六小学校をモデル校として指定する。その後、両校の成果を検証しつつ、学校、保護者、市民の意見を参考にしながら、他の学校をコミュニティ・スクール制度の学校にするかどうか、検討していくことを提言する。」としている。

その理由として、

- (1) 市内全校で支援を行っている既存の「学校支援コーディネーター」の仕組みを活用するためにも、コミュニティ・スクール制度を導入することが望ましいこと
- (2) 本市のようなコンパクトな町に、コミュニティ・スクール制度の学校と、そうではない学校が混在することのよさと課題について、パイロット校の取組を通して検証を行い、他校の導入の可否を確認することが望ましいこと

が挙げられている。

II コミュニティ・スクール導入により期待される教育的効果

福生第四小学校では、コミュニティ・スクール制度導入により、次のような教育的効果を期待するものである。

- (1) 学校運営（学校経営方針、教育課程、施設管理等）について説明し、意見等を聴取することで、より開かれた学校づくりが推進される。
- (2) 校長の学校経営方針を尊重し、それを支援するためのコミュニティ・スクール制度を導入することで、校長の学校経営がより円滑に行われる。
- (3) 学校評価等を通じ、教職員の授業改善等につながる。
- (4) 学校支援地域組織をコミュニティ・スクール制度に取り込むことにより、学校支援のための組織が一体化されるとともに、学校と地域の協働が一層推進される。

Ⅲ 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会検討経過

- 1 福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会（仮称）打合せ会
平成27年7月14日 14時から15時まで 福生第四小学校 会議室

平成27年7月14日
福生第四小学校
14時から15時まで

福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会（仮称）

打合せ会 次 第

司会 副校長

1 あいさつ

福生第四小学校 校長 山本 豊彦

2 参加者自己紹介

3 本会議開催の趣旨について 「福生市立学校のコミュニティ・スクール構想について」

福生市教育委員会参事兼教育指導課長 石田 周

4 協議事項

※本会議では「福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会(仮称)」を「準備委員会」と仮に称します。

- (1) 準備委員会の名称について
- (2) 準備委員会の設置要領について
- (3) 準備委員会の委員案について
- (4) 準備委員会の基本的な検討事項について
- (5) 日程調整について

5 事務連絡

- (1) 会議日程の調整について

平成 28 年 4 月の福生第四小学校のコミュニティ・スクール指定のための準備を行う委員会（ここでは仮称として、福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会としている。）設置のための打合せ会を開催した。

<打合せ会出席者>

【協議・決定事項】

(1) 準備委員会の名称は「短く、分かりやすい」名称を考えること

(2) 準備委員会の設置要領は、その所掌事項として、

① コミュニティ・スクール委員会の運営に関すること

② コミュニティ・スクールの活動及び効果に関すること

③ コミュニティ・スクール委員会の広報及び啓発活動に関すること

④ その他、コミュニティ・スクール委員会設立に関して必要なことを盛り込むこと

(3) 準備委員会の委員については、打合せ会の出席者を基に校長が推薦し、市教育委員会が委嘱すること

(4) 準備委員会の基本的な検討事項として、

① コミュニティ・スクール委員会の設置要領について

② 福生第四小学校の目指すコミュニティ・スクール像について

③ 基本方針（学校運営協議会の名称、構成員等）

④ コミュニティ・スクール委員会の組織案（委員長、副委員長、コーディネーター）

⑤ コミュニティ・スクール委員会の年間活動計画

⑥ 学校評議員制度の取り扱いについて

⑦ 学校支援地域組織との関係について

上記を共通理解し、9月にコミュニティ・スクール委員会設立準備委員会（仮称）を設置することとした。

氏名	所属等
西山 多恵子	元福生市立福生第一小学校長
岩附 緑	福生多摩幼稚園長
小山 誠	福生警察署上福生駐在所
山崎 源太	学校支援コーディネーター
津島 知津子	福生保育園長
田村 誠一郎	福生市民生児童委員
野和田 勝巳	加美第二町会長
三ツ木 美紀	元 PTA 会長
濱名 佐都子	ふっさっ子の広場統括指導員
高橋 典久	福生第四小学校 PTA 会長
山本 豊彦	福生第四小学校長
猿渡 厚史	福生第四小学校副校長
石田 周	福生市教育委員会教育部参事
林 宣之	福生市教育委員会教育部統括指導主事

2 第1回 福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会（仮称）
平成27年9月15日 9時30分から11時30分まで 福生第四小学校 会議室

平成27年9月15日
福生第四小学校
9時30分から11時30分まで

第1回 福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会（仮称）

司会 福生第四小学校 副校長 猿渡 厚史

- 1 委員委嘱状伝達
- 2 あいさつ
福生市教育委員会教育部 参事 石田 周
福生第四小学校 校長 山本 豊彦
- 3 委員自己紹介
- 4 本準備委員会の趣旨
福生市教育委員会教育部 参事 石田 周
- 5 全国コミュニティ・スクール研究大会報告
福生第四小学校 校長 山本 豊彦
- 6 協議事項
 - (1) 準備委員会設置要領について
 - (2) 準備委員会の名称について
 - (3) 準備委員会年間計画について
 - (4) 準備委員会の基本的な検討事項について
- 7 事務連絡

7月の打合会における決定事項を踏まえて、第1回福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会（仮称）を開催した。委員は校長の推薦により市教育委員会が委嘱し、協議に先立って各委員に委嘱状が伝達された。

【本準備委員会の趣旨説明】・・・市教育部参事 石田 周

- (1) コミュニティ・スクール委員会を福生第四小学校に設立するため、福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会を福生第四小学校に設置する。
- (2) コミュニティ・スクールとは、地域運営学校のことであり、地域と共に歩む学校である。
- (3) 学校規模が小さくならうとも、福生第四小学校の教育がエンジンになって地方創生を行っていく。
- (4) 福生四小のコミュニティ・スクールは、校長の学校経営を助ける存在である。

【協議・決定事項】

(1) 準備委員会設置要領について

市教育委員会が示した「福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会設置要領（平成27年9月9日 福生市教育委員会）について、読み合わせを行い、内容の確認を行った。委員の中からは、その所掌事項のうち、「(3) コミュニティ・スクール委員会の広報及び啓発活動を行うこと。」に関連して、コミュニティ・スクールの制度そのものについて、さらには福生第四小学校の指定について市民への周知が足りないので、広報の方法について検討するべきとの意見が出された。これを踏まえて、次回委員会では、具体的な広報の方法について検討することとした。

(2) 準備委員会の名称について

名称については、周知のためには、コミュニティ・スクールの名称を残した方がよいこと、短い方が印象に残ることなどの理由から、「コミュニティ・スクール準備委員会」、略称として「CS 準備委員会」と称することとした。

(3) 準備委員会年間計画について

あらかじめ福生第四小学校校長が委員の都合を踏まえて設定した日時として、以下の通り決定した。

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 第2回 | 10月20日（火） | 第3回 | 11月24日（火） |
| 第4回 | 12月22日（火） | 第5回 | 2月16日（火） |

3 第2回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

平成27年10月20日 9時30分から11時30分まで 福生第四小学校 会議室

平成27年10月20日
福生第四小学校
9時30分から11時30分まで

第2回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

司会 福生第四小学校 副校長 猿渡 厚史

1 あいさつ

福生市教育委員会教育部 参事 石田 周
福生第四小学校 校長 山本 豊彦

2 第1回委員会の内容確認

3 情報提供 武蔵村山市におけるコミュニティ・スクールについて

福生市教育委員会教育部 参事 石田 周

4 協議事項

進行：福生市教育委員会教育部 主幹 林 宣之

- (1) 学校運営協議会要領（案）について
- (2) 学校運営協議会の愛称について
- (3) コミュニティ・スクールに関する広報について
- (4) その他の検討事項について

5 事務連絡

「福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会」という会の正式な名称を得て、「福生第四小学校学校運営協議会要領」の検討を始めとした、組織体制等について、の具体的協議を行った。併せて、前回提起された広報の方法についても検討した。

【協議・決定事項】

(1) 学校運営協議会要領（案）について

福生第四小学校をコミュニティ・スクールに指定するに当たって、学校運営協議会を設置することになるが、設置のための要領について検討を行った。この時点で福生市教育委員会が「福生市立学校学校運営協議会規則」を策定中であったため、委員の人数や任期等の具体的な事項については意見を述べるにとどまった。委員のその他の意見としては、本要領改正の手順を明記するべきではないかというものがあった。

→ 後日、近隣市の要領を確認したところ、規定がないため、本要領上は明文化しないこととした。

(2) 学校運営協議会の愛称について

学校運営協議会を設置するに当たって、例えば「福生四小ファンクラブ委員会」のような覚えやすく親近感のある愛称を検討したが、委員からは、「福生四小ファンクラブ」という名称は、現在の機能を残すならば混乱を招くので別の名称がよいという意見や、愛称を付けるとコミュニティ・スクールと結び付きにくいという意見が大勢を占めた。コミュニティ・スクールについて市民に知ってもらうためには、「コミュニティ・スクール」という言葉を前面に出した方がよいという意見から、愛称は特に設けず、「コミュニティ・スクール委員会」と呼称することとした。

(3) コミュニティ・スクールに関する広報について

コミュニティ・スクール制度及び福生第四小学校の指定に当たって、次の広報のプランについて協議し、積極的に周知することとした。

ア 広報誌 市報「広報ふっさ」、教育広報「福生の教育」 平成27年12月号に掲載

イ 校長会、副校長会で随時報告し、各学校で周知する

ウ 全市民対象制度説明会「福生市立学校コミュニティ・スクール説明会」の実施

平成28年1月23日（土） 福生第四小学校体育館

実施に当たっては、周知のちらしを校区の町会に回覧する

エ ホームページでの周知（福生市、福生市立各学校）

4 第3回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

平成27年11月24日 9時30分から11時30分まで 福生第四小学校 会議室

平成27年11月24日

福生第四小学校

9時30分から11時30分まで

第3回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

司会 福生第四小学校 副校長 猿渡 厚史

1 あいさつ

福生市教育委員会教育部 参事 石田 周
福生第四小学校 校長 山本 豊彦

2 第2回委員会の内容確認

3 情報提供 武蔵村山市におけるコミュニティ・スクールについて

福生市教育委員会教育部 参事 石田 周

4 協議事項

進行：福生市教育委員会教育部 主幹 林 宣之

(1) 学校運営協議会要領（案）について

(2) コミュニティ・スクール委員会活動部会について

・福生第四小学校における学校支援の現状について

福生第四小学校 学校支援コーディネーター 山崎 源太

・コミュニティ・スクール委員会活動部会について

福生市教育委員会教育部 参事 石田 周

・学校支援地域組織について

福生市教育委員会教育部 生涯教育推進課地域教育支援係長 大川 健治

(3) コミュニティ・スクール説明会について

(4) その他の検討事項について

5 事務連絡

コミュニティ・スクール指定後の福生第四小学校の具体的な姿を検討した。コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の在り方や、既に福生第四小学校で実施している活動をどのように再構成して組織化していくのかについて検討を行った。

【協議・決定事項】

(1) 学校運営協議会要領（案）について

市教育委員会で策定中の「福生市立学校学校運営協議会規則」において、学校運営協議会委員の定数が10名以内となる方向性から、「福生第四小学校学校運営協議会要領」における委員の定数も、市の規則に準じて10名以内とすることを確認した。

(2) コミュニティ・スクール委員会活動部会について

コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織との関係や、活動部会の位置付けを行うに当たって、学校支援コーディネーターと市教育部地域支援係長より、福生第四小学校の学校支援の現状の説明を行った。また、先行自治体の取組例として、市教育部参事が、武蔵村山市の学校支援のための部会の活動について説明を行った。学校支援コーディネーターとして本準備委員会に参加している委員からは、「月1回他校の学校支援コーディネーターと情報交換を行う中で、学校にどのような人材が必要なのかを、地域のネットワークを生かしながら考えている。」という報告があった。また、同地域支援係長からは、各校共に独自の取組を行う中で、校長によってアプローチの方法が異なっているという課題も挙げられた。こうした報告をもとに、次回以降の委員会において、校長の基本方針を確認していくこととなった。

(3) コミュニティ・スクール説明会について

市教育委員会より、平成28年1月23日（土）に福生第四小学校体育館で実施する「福生市立学校コミュニティ・スクール説明会」の原案が示された。原案は以下の通りである。

- ア あいさつ 福生市教育委員会教育長
福生第四小学校長
コミュニティ・スクール準備委員会副委員長
- イ コミュニティ・スクール制度の概要
- ウ 福生第四小学校におけるコミュニティ・スクール
- エ 質疑応答

5 第4回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

平成27年12月22日 9時30分から11時30分まで 福生第四小学校 会議室

平成27年12月22日

福生第四小学校

9時30分から11時30分まで

第4回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

司会 福生第四小学校 副校長 猿渡 厚史

1 あいさつ

福生市教育委員会教育部 参事 石田 周
福生第四小学校 校長 山本 豊彦

2 第3回委員会の内容確認

3 協議事項

(1) コミュニティ・スクール説明会について

進行：福生市教育委員会 教育部教育指導課 統括指導主事 林 宣之

(2) コミュニティ・スクール委員会活動部会について

- ・福生第四小学校における学校支援の現状について

福生第四小学校 学校支援コーディネーター 山崎 源太

- ・コミュニティ・スクール委員会部会組織体制（案）について

福生第四小学校 校長 山本 豊彦

(3) その他の検討事項について

4 事務連絡

翌月に迫った「福生市立学校コミュニティ・スクール説明会」に向けた協議を行った。具体的には、当日説明する内容、特にコミュニティ・スクールとしての福生第四小学校の組織体制についてや、コミュニティ・スクール指定後の校長の構想を共通理解した。

【協議・決定事項】

(1) コミュニティ・スクール説明会について

前回検討した「コミュニティ・スクール説明会」の内容について再確認を行った。その中で、委員から本説明会の周知の方法について、特にちらしの配布先についての質問があった。ちらしの配布は、

- ア 市内全小・中学校児童・生徒保護者
- イ 市内全保育園、幼稚園園児保護者
- ウ 福生第四小学校区及び福生第六小学校区町会

(回覧による)

に対して行った。

(2) コミュニティ・スクール委員会活動部会について

福生第四小学校学校支援コーディネーターから、平成27年度の福生第四小学校「学習支援の動向」として、以下の説明があった。

- ア 国際交流・・・横田西小学校との交流会（福生六小との交流の準備も行う。）
 - イ 授業支援・・・どんぐり拾い（1年）、虫取り活動、お茶体験（1、2年）、施設見学（2、3年）、プールヤゴ取りと観察（3年）、七夕の歴史、商店街見学、多摩川観察（3年）、七夕踊り（3、4年）、玉川上水と酒蔵見学（4年）、福祉体験（5年）、福庵茶道体験（6年）
 - ウ 町会との交流・・・各町会新入生歓迎会、盆踊り、祭礼
 - エ その他・・・福生四小ファンクラブの講師紹介、タイ語通訳の紹介、芝生整備 等
- 校長からは、コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織が両輪となり、学校経営支援部と協働して運営する、福生第四小学校のコミュニティ・スクールの組織の構想が示された。(P.18 「V コミュニティ・スクール指定後の福生第四小学校の姿」参照)



6 第5回福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

平成28年2月16日 9時30分から11時30分まで 福生第四小学校 会議室

平成28年2月16日

福生第四小学校

9時30分から11時30分まで

第5回 福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会

司会 福生第四小学校 副校長 猿渡 厚史

1 あいさつ

福生市教育委員会 教育部 参事 石田 周
福生第四小学校 校長 山本 豊彦

2 第4回委員会の内容確認

3 協議事項

(1) コミュニティ・スクール説明会の報告について

福生市教育委員会 教育部教育指導課 統括指導主事 林 宣之

(2) コミュニティ・スクール準備委員会報告書について

福生市教育委員会 教育部 参事 石田 周

(3) コミュニティ・スクール指定までの今後の予定について

福生市教育委員会 教育部教育指導課 統括指導主事 林 宣之

(4) その他協議事項

4 事務連絡

「福生市立学校コミュニティ・スクール説明会」は、多数の市民の参加の下、盛会のうちに終了した。「福生市立学校学校運営協議会規則」を始めとした、規則、要領等の整備も滞りなく進み、平成 28 年 2 月 22 日に、福生第四小学校のコミュニティ・スクール指定を、東京都教育委員会に届け出ることを確認した。

【協議・決定事項】

(1) コミュニティ・スクール説明会の報告について

平成 28 年 1 月 23 日（土）に開催した「福生市立学校コミュニティ・スクール説明会」について、出席者数、説明内容、アンケート結果等の概要について、市教育部統括指導主事が報告を行った。（P.15 「Ⅳ 福生市立学校コミュニティ・スクール説明会報告」参照）コミュニティ・スクール準備委員も多数が出席し、また、福生第四小学校の全教職員も研修をかねて参加するなど、実りの多い会となったことが報告された。

(2) コミュニティ・スクール準備委員会報告書について

平成 27 年 7 月の打合せ会から起算して、全 6 回開催してきた「福生第四小学校コミュニティ・スクール準備委員会」について、その報告書（本報告書）を平成 28 年 3 月に作成することとした。本報告書は、福生第四小学校のコミュニティ・スクール指定までの 1 年間の準備の記録であるとともに、平成 28 年度に準備委員会を設置する福生第六小学校の羅針盤ともなるものである。今後、福生第四小学校と福生第六小学校の成果と課題を踏まえて、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定していくに当たって、本報告書を始め、今後発表される各校の取組報告を参考にしていきたい。

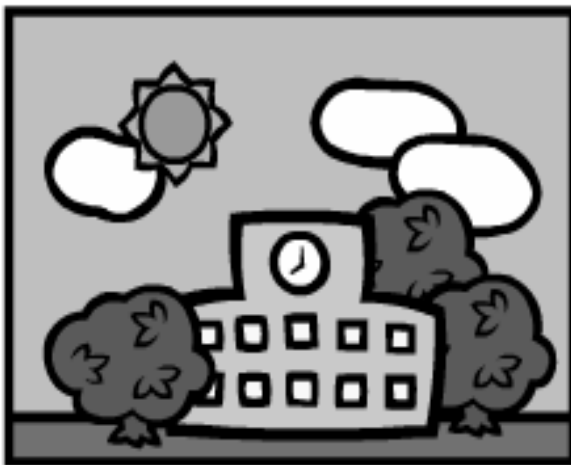
(3) コミュニティ・スクール指定までの今後の予定について

これまでに、市教育委員会において「福生市立学校学校運営協議会規則」を策定し、それに基づき、「福生市立福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会要領」を定めるための協議を行ってきた。今後は、東京都教育委員会に指定の届出を行う（※注 平成 28 年 2 月 22 日届出済）とともに、福生第四小学校長が、コミュニティ・スクール委員の推薦を市教育委員会に行う。

平成 28 年 4 月 1 日付の市教育委員会によるコミュニティ・スクールの指定を受け、校長は第 1 回コミュニティ・スクール委員会を開催する。

【全6回の準備委員会（打合せ会を含む）に参加した準備委員の所感】

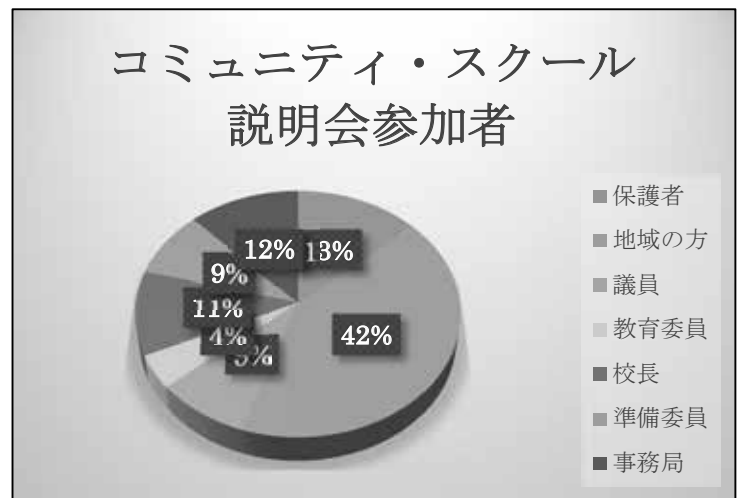
- 今後、多くの方の意見を聞いたり、人を招いたりできる環境作りをしたい。先生方のサポートができればよい。
- 福生第四小学校は、コミュニティ・スクール指定でますます発展する。将来的に、全校指定を行い、大人が手を取り合って子どもを育てる地域にしていきたい。
- 先生方にも次は福生第六小学校が指定されると啓発している。本準備委員会に参加したことは、先生方を触発するよい機会となった。地域の活性化、学校を核にして地域とより仲良くなる姿を思い描きながら福生第六小学校の指定を考えている。
- 最初の頃は、コミュニティ・スクール制度がよく分からなかったが、分かるようになって盛り上がってきた。回数を重ねてよかった。町会への啓発活動が足りない点を、コミュニティ・スクール指定を鍵に解決したい。
- 一つ一つがすべて子どものためであるという意識を忘れないようにしたい。
- 5回の会で真剣に考えたことが、子どもたちのためになってよかった。
- 保護者の立場としては、町会の意見を聞けることはよかった。
- 地域のつながりを改めて実感した。今後さらにつながりが強くなるとよい。
- ふっさっ子の広場の立場からも協力したい。



IV 福生市立学校コミュニティ・スクール説明会報告

コミュニティ・スクールを新たに指定する上で最も重要かつ困難な課題は、市民の方々、特に指定学校の地域や保護者の方々に、コミュニティ・スクールとはどのような学校なのかを十分に理解していただくことである。そこで、平成28年1月23日（土）に福生第四小学校体育館において「福生市立学校コミュニティ・スクール説明会」を開催した。詳細は以下の通りである。

- 1 日 時 平成28年1月23日（土） 13時30分から15時まで
- 2 会 場 福生市立福生第四小学校 体育館
- 3 参加者 約100名
保護者 13%
地域の方 42%
議員 9%
教育委員 4%
校長 11%
準備委員 9%
事務局 12%



※その他、市内各小・中学校の教職員が参加

4 内 容

(1)教育委員会あいさつ 福生市教育委員会教育長 川越 孝洋

会の冒頭に、教育長から、なぜコミュニティ・スクールの指定をするのか、その認識、意義や目標とするところ等、市としての考え方の説明があった。

- 学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組む
- 子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、「社会総掛かりでの教育の実現」が不可欠

（「コミュニティ・スクールって何?!」平成27年7月 文部科学省 より）

(2)校長あいさつ 福生第四小学校 校長 山本 豊彦

校長より、福生第四小学校の教育環境、コミュニティ・スクールの指定を受けた背景等について説明があった。

- 「福生四小ファンクラブ」などの地域による学校支援の体制が、学校支援コーディネーターを中心に既に機能している。

(3) コミュニティ・スクール準備委員会あいさつ

コミュニティ・スクール準備委員会 副委員長 山崎 源太

コミュニティ・スクール準備委員会のこれまでの協議事項の概要、福生第四小学校における学校支援の現状について説明があった。

(4) コミュニティ・スクールの概要について 福生市教育委員会 教育部参事 石田 周

福生市におけるコミュニティ・スクールの概要について説明があった。

ア 用語の解説 「学校運営協議会とは」「コミュニティ・スクールとは」

「学校支援地域組織とは」

イ コミュニティ・スクール委員会の主な役割

ウ 「子供にとっての魅力」「教職員にとっての魅力」「保護者にとっての魅力」

「地域の人々にとっての魅力」

エ 既存の取組からコミュニティ・スクールに発展するメリット

オ 導入へのタイムテーブル

(5) コミュニティ・スクールとしての今後の福生第四小学校の教育活動について

福生第四小学校 校長 山本 豊彦

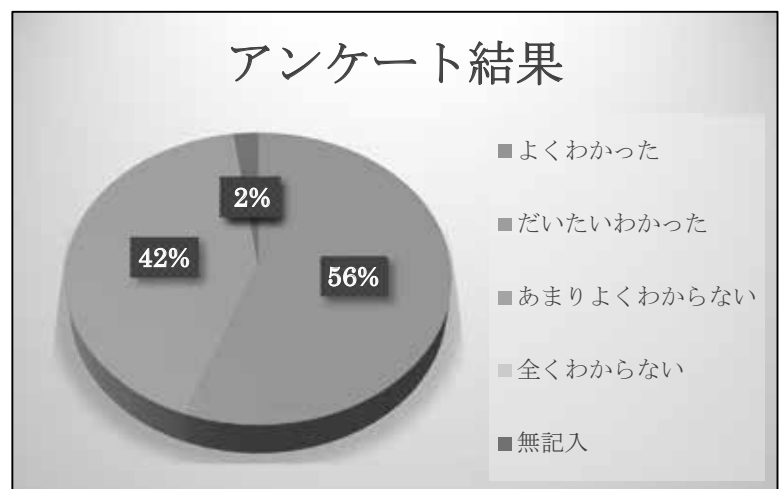
平成 28 年 4 月 1 日に、コミュニティ・スクールの指定を受けた後、福生第四小学校が実際にどのような組織のもとで、どのような活動を行っていくのか、とりわけ学校支援の形態はどのようになるのかについて、具体的な説明があった。(P.18 「V コミュニティ・スクール指定後の福生第四小学校の姿」参照)

5 参加者の感想等

アンケートは、説明会によってコミュニティ・スクールについての理解が進んだかをたずねる選択肢方式と自由記述であった。

○コミュニティ・スクールについて

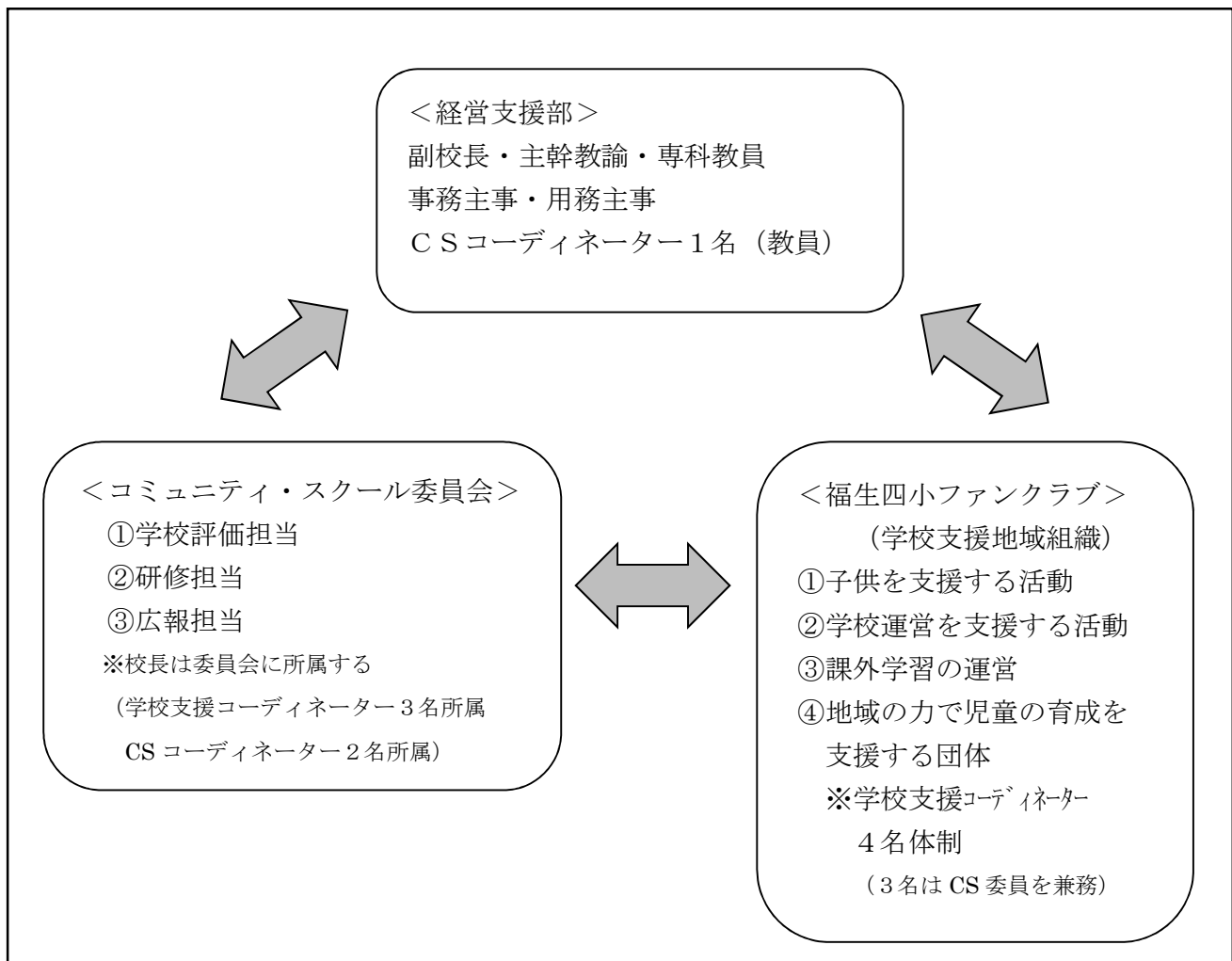
よく分かった	56%
だいたい分かった	42%
あまりよくわからない	0%
全くわからない	0%
無回答	2%



<アンケートの自由記述（抜粋）>

- 活動内容を地域へPRしていただく方法を、様々な形で検討して欲しい。（校区市民）
- 学校—コミュニティ・スクール委員会—地域住民の情報伝達の方法について具体的にしてください。（校区市民）
- 多くの団体と力を合わせ、盛り上げていただきたい。（校区市民）
- 地域の特性を活かした学校づくりの必要性を感じました。地域の人たち、特に保護者に向けたPRの必要性を感じました。（校区外市民）
- 新制度では「～が可能になる」とあるが、住民、地域の参画が日々、難しくなっている。町会、PTAの退潮を乗り切らなければ形だけでいても、効果は従来と変わらなくなる。私らの目標としたいので、四小コミュニティ・スクール、頑張ってください！（校区外市民）
- コミュニティ・スクールで、学校だけでなく、地域の人たちと一緒に子育てすることができれば、今後の日本の人材育成にとって大きなプラスとなるでしょう。（校区外市民）
- どの方の説明もとてもわかりやすく、十分理解ができました。実践し、継続していくのは更なる地域パワーが必要ですね。ますます頑張らなければならないと考えさせられました。
(校区外市民)
- 非常に多様な計画内容を見せていただき、今後に期待しています。市内各校へ拡大された際には、及ばずながら協力させていただきたいと思っています。将来にわたってこの仕組みを育てていくために、地域の大人への啓発及び人材育成の推進をよろしくお願いします。
(校区外市民)
- 自校での取組について改めて振り返る機会となりました。すぐにできること、検討していくべきことと分けて、企画会等で考えていきたいです。（教職員）
- コミュニティ・スクールの目指すところを、学校を支援するところに置くとすれば、学校支援地域組織のますますの充実が求められることがわかった。学校支援コーディネーター、協力スタッフの確保が課題となる。中学校区でのコーディネーターの連携や共有した活用も必要となると思われます。（教職員）
- パイロット校となる福生四小さんの取組が楽しみです。今後も勉強させていただきたいと思います。（その他）
- 毎日子供たちと関わる者としても、子供たちにとって多様な体験をすること、多様な人たちと関わることの大切さを強く感じています。ふっさっ子の広場として役に立てることがあれば全力で取り組みたいと思いました。（その他）

V コミュニティ・スクール指定後の福生第四小学校の姿



福生第四小学校におけるコミュニティ・スクールは、上図のとおり、学校運営協議会である「コミュニティ・スクール委員会」、学校経営の実務を進める校内組織である「経営支援部」及び学校支援地域組織である「福生四小ファンクラブ」が、役割を分担し、お互いに補完し合いながら学校経営方針を実現していく。

その中心となる組織は「コミュニティ・スクール委員会」であり、校長の学校経営方針の承認を始め、学校運営や人事に関わる意見具申、学校評価、コミュニティ・スクールに関する研修、広報などを担当する。

「経営支援部」は、学校運営を実務面で支え、教職員が一丸となって校長の学校経営方針を実現するための学校組織である。

「福生四小ファンクラブ」は、授業における学習支援等の子供を支援する活動、芝生の管理等の学校運営を支援する活動、放課後の学習教室等の課外学習の支援などの具体的な活動部会を構成し、地域の力で学校を支援する。

コミュニティ・スクール委員会は、学校運営のための協議を、あらかじめ作成した年間計画に基づいて実施する。平成28年度は福生市にとってコミュニティ・スクール指定1年目になる。そこで、その学校運営の参考とするため、先行自治体のコミュニティ・スクールの視察を予定している。

また福生第四小学校は、後続の福生第六小学校等にとっては先行事例になる。そのため、随時、広報誌「福生の教育」等によって、その学校運営について全市民に広報するとともに、平成28年1月23日に実施した「福生市立学校コミュニティ・スクール説明会」と同様の制度説明会の開催、平成29年2月を目途に、地域と連携した活動の成果報告会の開催も予定している。

さらに福生第四小学校は、そのコミュニティ・スクールとしての軌跡を後に続く学校に残すため、平成28年度、以下の研究に取り組む。

1 研究の課題・テーマ

コミュニティ・スクール委員会（本市では、学校運営協議会を「コミュニティ・スクール委員会」と称する。）の運営方法について、具体的な課題を明らかにし、その解決に向けた方法等の研究、開発を行う。

2 事業(研究)の具体的な内容及び方法

コミュニティ・スクールの運営上の課題として、特に以下の3点を中心として研究を行う。

① コミュニティ・スクール制度の保護者、地域の方々への一層の周知の方法

- ・ 例月のコミュニティ・スクール委員会での方法の検討を行う。
- ・ 学校公開や地域行事におけるアンケートにより、周知の度合いの調査検証を行う。

② コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織（本市では学校支援地域本部を「学校支援地域組織」と称する。）の円滑な連携の方法

- ・ 学校支援コーディネーターを中心とした両組織の連携について、関係者への調査を行う。
- ・ 学校への支援と地域行事参加の割合の調査と検討を行う。

③ コミュニティ・スクール委員会としての校長の学校支援の在り方

- ・ コミュニティ・スクール委員会による提案事項の内容の検討と件数の調査を行う。

◎ コミュニティ・スクール運営上の成果と課題の把握のため、先行自治体への視察を行う。

◎ コミュニティ・スクール制度の一層の理解のため、市民を対象とした報告会を開催する。

VI 福生市立学校学校運営協議会規則

(設置及び目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第47条の5第1項の規定に基づき、福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、当該指定学校の校長の学校経営を尊重し、及び支援することを重視しつつ前項の規定による協議を行うとともに、当該指定学校の運営に関し、教育委員会及び校長の権限及び責任の下に、保護者及び地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者と学校との連携を促進することにより、一層地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会には、当該指定学校の名称を冠する。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、教育委員会に届け出て、他の名称を用いることができる。

(指定学校の指定)

第3条 教育委員会は、当該学校において第1条第2項に規定する目的を達成することができる認められるときは、当該学校を指定学校として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定の期間は、4年とする。ただし、再指定することを妨げない。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会その他の必要な組織を置くこと

ができる。

(委員の委嘱又は任命手続)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 指定学校の所在する地域の住民
- (2) 指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 指定学校の校長、副校長及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の規定による委嘱又は任命に当たり、指定学校の校長に対し、委員の候補者の推薦を求めることができる。

3 指定学校の校長は、委員として適当と認める者がある場合は、前項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦するものとする。この場合においては、委員の候補者を公募して、当該公募に応じた者のうちから適当と認めるものを推薦することができる。

4 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

5 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たな委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の身分)

第6条 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の職員とする。

(委員の守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為
- (2) 委員としての地位を政治活動、営利行為、宗教活動等に不当に利用する行為
- (3) その他協議会及び指定学校の運営に著しい支障を来すような行為
(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 第5条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該指定学校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の免職)

第9条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 職務上の義務違反があるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、当該指定学校の職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、1年（1年を経過する前に当該指定学校の指定

の期間が満了するときは、当該指定の期間が満了する日までの期間)とする。
ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 11 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、自己に直接利害関係のある事項については、その議決に加わることができない。この場合において、当該委員が当該事項について直接利害関係があるかどうかは、協議会が決するところによるものとし、当該委員は、その議決に加わることができない。
- 5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第 3 項の出席した委員の数に算入しない。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第 12 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議する場合その他特別の事情により協議会が議決した場合は、これを公開しないことができる。

- 2 協議会の会議の公開に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(基本的な方針の承認等)

第 13 条 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、当該指定学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。

- (3) 組織に関すること。
 - (4) 予算に関すること。
 - (5) 施設及び設備等の管理に関すること。
- 2 指定学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき当該指定学校の運営を行わなければならない。
- 3 校長は、第1項の承認を得られない場合は、その旨を教育委員会に報告するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の報告があった場合は、協議会の意見を聴取した上で、校長がその方針に基づき執行することを認めることができる。

(運営等に関する意見)

第14条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

- 2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(運営への参画等の促進)

第15条 協議会は、当該指定学校の運営について、保護者及び地域の住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

- 2 協議会は、保護者及び地域の住民等に対して、その運営に関する情報を積極的に発信するとともに、これらの者の意見、要望等を把握し、これをその運営に反映するよう努めなければならない。

(運営状況の報告)

第16条 協議会は、毎年度、会議の開催状況その他の協議会の運営の状況について、教育委員会に報告しなければならない。

(指導又は助言)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じ

て協議会に対して指導又は助言を行うものとする。

(研修)

第 18 条 教育委員会は、委員に対し協議会及び委員の役割及び責任を果たすために、必要な研修を行うものとする。

(指定の取消し)

第 19 条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

(協議会の庶務)

第 20 条 協議会の庶務は、当該指定学校において処理する。

(運営に必要な事項等)

第 21 条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則その他の規程並びにその設置の目的に反しない範囲において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(コーディネーターの指定)

第 22 条 教育委員会は、校長、保護者、地域等との連絡調整を目的として、1 校につき 3 人以内でコーディネーターを指定することができる。

2 前項の場合において、協議会は、教育委員会に意見を具申することができる。

(委任)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この規則施行後、最初の会議については、第11条第1項の規定にかかわらず、指定学校の校長が招集し、かつ、会議の議長となる。

Ⅶ 福生市立福生第四小学校学校運営協議会要領

平成 28 年 3 月 28 日決定

福生市教育委員会

(趣旨)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 及び福生市立学校運営協議会規則に基づき、福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する学校に置く学校運営協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(名称)

第 2 条 教育委員会が指定した福生市立福生第四小学校に置く学校運営協議会の名称は、福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第 3 条 委員会は、校長の学校運営を尊重し、及び支援することを重視しつつ協議を行う。

2 委員会は、学校の運営に関し、教育委員会及び校長の権限及び責任の下に、保護者及び地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者と学校との連携を促進することにより、一層地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第 4 条 委員会は、次に掲げる事項について、校長が作成した毎年度の基本的な方針の承認等を協議する。

- (1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 組織に関すること。

(4) 予算に関すること

(5) 施設及び設備等の管理に関すること。

(運営に関する意見)

第5条 委員会は、学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 委員会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命した委員5名以上10名以内で組織する。

(1) 福生第四小学校の所在する地域の住民

(2) 福生第四小学校に在籍する児童の保護者

(3) 福生第四小学校の校長、副校長及び職員

(4) 学識経験者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、1年（1年を経過する前に福生第四小学校の指定の期間が満了するときは、当該指定の期間が満了する日までの期間）とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、福生第四小学校の指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、学校の職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、1年（1年を経過する前に福生第四小学校の指定の期間が満了するときは、当該指定の期間が満了する日までの期間）とする。

5 委員長及び副委員長は、再選されることができる。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 議決を伴う委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、自己に直接利害関係のある事項については、その議事の議決に加わることができない。この場合において当該委員が当該事項に直接利害関係があるかどうかは、委員会の決するところによるものとし、当該委員は、その議決に加わることができないものとする。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第3項の出席した委員の数に算入しない。

6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

7 委員長は、委員会の開催日時及び場所、出席者、審議事項その他の事項について会議録を調製し保管しなければならない。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は公開する。ただし、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議する場合その他特別な事情により委員会が議決によって非公開とした場合は、これを公開しないことができる。

2 委員会の会議の公開に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委員の服務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

(2) 委員としての地位を政治活動、営利行為、宗教活動等に不当に利用する行為

(3) その他委員会及び指定学校の運営に著しい支障を来すような行為
(部会等)

第12条 委員会は、必要に応じ部会その他必要な組織を置くことができる。

(運営状況の報告)

第13条 委員会は、毎年度、会議の開催状況その他の委員会の運営状況について、教育委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第14条 委員会の事務局は、福生第四小学校内に置く。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項

は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要領施行後、最初の会議については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、福生第四小学校の校長が招集し、かつ、会議の議長となる。

Ⅷ 福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会設置要領

平成 27 年 9 月 9 日決定

福生市教育委員会

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 1 項により置くことができることとされた学校運営協議会（福生市においては「コミュニティ・スクール委員会」という。）の福生第四小学校における設立の準備を行うため、福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 準備委員会は、福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) コミュニティ・スクール委員会の運営に関すること。
- (2) コミュニティ・スクール委員会の活動及び効果に関すること。
- (3) コミュニティ・スクール委員会の広報及び啓発活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ・スクール委員会の設立に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 準備委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学校教育に関し識見を有する者
- (2) 福生第四小学校に在籍する児童の保護者
- (3) 福生第四小学校の学校関係者

- (4) 福生第四小学校が所在する地域の住民
- (5) 福生第四小学校の校長及び副校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は福生第四小学校の校長である委員を、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、福生第四小学校及び教育委員会教育部教育指導課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附則

この要領は平成27年9月10日から施行する。

Ⅸ 福生第四小学校
コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会 委員名簿

番号	氏名	所属等	備考
1	西山 多恵子	元福生市立福生第一小学校 校長	
2	岩附 緑	福生多摩幼稚園 園長	
3	小山 誠	福生警察署上福生駐在所	
4	山崎 源太	福生第四小学校 学校支援コーディネーター	副委員長
5	津島 知津子	福生保育園 園長	
6	田村 誠一郎	福生市民生児童委員	
7	野和田 勝巳	加美第二町会 会長	
8	三ツ木 美紀	福生第四小学校 元PTA会長	
9	濱名 佐都子	四小ふっさっ子広場 統括指導員	
10	高橋 典久	福生第四小学校 PTA会長	
11	山本 豊彦	福生第四小学校 校長	委員長
12	猿渡 厚史	福生第四小学校 副校長	
13	猿田 恵一	福生第六小学校 校長	
14	石田 周	福生市教育委員会教育部参事	
15	林 宣之	福生市教育委員会教育部主幹	
16	矢ヶ崎 冬木	福生市教育委員会教育部教育指導課指導係長	
17	大川 健治	福生市教育委員会教育部生涯学習推進課地域支援係長	

(順不同)

- (4) 福生第四小学校が所在する地域の住民
- (5) 福生第四小学校の校長及び副校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は福生第四小学校の校長である委員を、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、福生第四小学校及び教育委員会教育部教育指導課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附則

この要領は平成27年9月10日から施行する。

福生市立福生第四小学校
コミュニティ・スクール準備委員会報告書

平成 28 年 3 月 31 日

作 成 福生市教育委員会教育部教育指導課
福生市本町 5 番地
電話 042-551-1538

